

向日市指定ごみ袋製造事業者の募集について

向日市では、家庭から排出される「もやすごみ」について、ごみの減量を目的とした手数料を付加しない半透明の指定ごみ袋制度を導入します。

向日市指定ごみ袋の製造等を希望される事業者は、以下の内容をご理解のうえ、必要書類を添付して、指定ごみ袋製造事業者承認申請書及び誓約書を提出してください。

1. 指定ごみ袋の規格等

詳細は「向日市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱」をご覧ください。

- (1) 種類 家庭用もえるごみ
- (2) 容量 大 (45ℓ)、中 (30ℓ)、小 (15ℓ) ミニ (7ℓ)
- (3) 形状 平型 (ミニは手提げ型)
- (4) 色 半透明
- (5) 価格 販売価格については自由価格となります。
- (6) 長岡京市、大山崎町と共通で使用する袋となります。

2. 申請対象

承認申請の対象者は、指定ごみ袋を製造又は販売をしようとする者（指定ごみ袋に家庭用品品質表示法第 3 条の規定に基づく表示をしようとするものに限り）で、承認申請にあたって、本市の指定する添付書類を提出できる者に限ります。

3. 製造・流通

- (1) 令和 3 年 8 月 1 日までに指定ごみ袋を使ったごみ出しが行えるよう指定ごみ袋を製造し、小売店等での流通に努めてください。
- (2) 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 1 月末までは移行期間となり、令和 4 年 2 月 1 日から本格導入となります。

4. 承認申請の受付

- (1) 受付時間 平日の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 受付場所 〒617-0002 京都府向日市寺戸町中野 2 0 番地
向日市役所環境政策課 1 階
- (3) 申請書類 指定ごみ袋製造事業者承認申請書（第 1 号様式）、添付書類含む。
（ただし、長岡京市もしくは大山崎町で承認を持つ者は、承認書の写しを添付することで、添付書類を省略できる）誓約書（第 2 号様式）

【問合せ先】

京都府向日市環境経済部環境政策課

TEL：075-874-2189（直通）075-931-1111（代表）

E-Mail：kankyo@city.muko.lg.jp